

## 令和5年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月29日（水曜日） 議事開始 午前 8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 中津 ゆみ子  
増田 賢造

### 欠席委員

【農業委員】 田中 雄策

【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第28号 農地等の合意解約について
- 報告第29号 農用地利用配分計画について
- 報告第30号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第61号 農用地利用集積計画について
- 議案第62号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和5年3月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。田中委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただいまの出席者は農業委員9名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と稲田委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第28号から報告第30号及び議案第60号から議案第62号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第28号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第28号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は27件でございます。

2ページをご覧ください。令和5年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番は、高齢化のため借人からの申出に伴う解約です。

整理番号2番は、借人が死亡したため解約するものです。

整理番号3番から7番は、耕作者変更のため解約するものです。

整理番号12番は、借人が死亡したため解約するものです。

整理番号14番及び15番は、借人が経営規模を縮小するため解約するものです。

整理番号22番は、令和5年2月に非農地として判断されたため解約するものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第29号「農用地利用配分計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第29号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。

今月の農用地利用配分計画については、令和5年3月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。

計14件、39筆、65,348㎡となっております。

詳細につきましては、6ページから10ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第30号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第30号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。今月の許可返戻件数は2件でございます。

議案書12ページをご覧ください。所有権移転の整理番号1番、場所は、大字〇〇になります。地目、面積などは、田1筆、1,747㎡です。

次に、貸借の整理番号1番、場所は、大字〇〇になります。地目、面積などは、田1筆、2, 343㎡です。

許可返戻の理由については、どちらも令和5年の2月総会で審議され、2月28日付けで許可されましたが、その後、譲受人又は借受人が農業を営む予定を変更したため、許可書を返戻したいと申し出があったものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転4件、貸借4件、合計8件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

初めに、所有権移転について、ご説明いたします。

整理番号1番、14ページになります。畑1筆、552㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、増田委員の掘起しです。

次に、整理番号2番、畑1筆、6,476㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、整理番号3番、次の15ページまでになります。田4筆、8,110㎡の売買です。価格は10アール当たり〇〇円です。

次に、整理番号4番、17ページまでになります。田6筆、4,273㎡、畑2筆、979㎡、計8筆、5,252㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、貸借について説明いたします。18ページになります。

整理番号1番、田2筆、2、170㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号2番、田1筆、1、170㎡の賃貸借です。

次の19ページになります。整理番号3番、田1筆、1、306㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、山口委員の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号4番、畑2筆、2、516㎡の使用貸借です。

以上、所有権移転4件、貸借4件、合計8件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第60号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地および申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。

増田委員

議長。

尾山議長

増田委員。

増田委員

整理番号1番の農地、受人について報告します。申請地及びその周辺の状況ですが、申請地は〇〇自治会内にあります。畑かんの受益地になっており、進行中です。

受人の営農状況ですが、稲作主体の専業農家です。後継者もおります。地域との調和について、譲受人は専業農家で後継者もおり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号2番の土地および申請人「受人」の報告を田中委員に代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長  
事務局

事務局。

整理番号2番の農地、畑1筆について、田中委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地は悪い形状でした。農地の周辺は山林であり、日照、接道及び用排水の状況は不良でした。農地は以前畑でしたが、現在は長く耕作されず放置されており、草木が伸び放題になっていました。以上、報告いたします。

尾山議長

次に、整理番号3番の土地および申請人「受人」の報告を土器委員にお願いします。

土器委員

議長。

尾山議長

土器委員。

土器委員

整理番号3番について報告します。申請人について報告します。申請人は〇〇で〇〇をされており、お孫さんのために農地を増やしているところです。申請農地は〇〇地区にあつて基盤整備はされております。北側は山林ですが形も良く、日照、接道、用排水も良好です。作付け予定は水稻です。地域との調和については、畦の管理、周囲の作物の状況、用水管理の協力、農薬の適正使用などに努めるとの事です。受人は兼業農家で後継者もおり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。以上です。

尾山議長

引き続き、整理番号4番の土地および申請人「受人」の報告を土器委員にお願いします。

土器委員

議長。

尾山議長

土器委員。

土器委員

整理番号4番についてご報告いたします。申請農地は〇〇地区にあり、受人は後継者もあり、土地を寄せられて規模拡大を図っているところです。営農状況は専業農家です。地域との調和については、畦の管理等しっかりされていて問題ないと思います。周囲の作付け状況を

踏まえて作付けされるとのことで、用水管理の協力、農薬の適正使用などにも努めるとの事です。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を田上委員に申し上げます。

田上委員

議長。

尾山議長

田上委員。

田上委員

貸借整理番号1番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地及びその周辺の状況は農地2筆が50m圏内にあり、〇〇は基盤整備されています。周辺は水田地帯で、日照、接道、用排水問題ないと思います。

受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。地域との調和については所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、貸借整理番号2番の土地を園田委員に、申請人「受人」の報告を稲田委員に申し上げます。まずは園田委員に申し上げます。

園田委員

議長。

尾山議長

園田委員。

園田委員

貸借整理番号2番の農地について報告します。3月23日午前中に現地に出向きました。申請農地は〇〇自治会内にありまして、〇〇を〇〇方面に走りますと街はずれから右に入る市道がございます。その市道をまっすぐ行きますと〇〇、〇〇の途中にありまして、未整備地区とはいえ一枚で市道すぐそばにありました。農地の形状はよいです。周辺一帯は田畑が続いておりまして、〇〇付近に住宅が点在している状況です。日照、接道、用排水の状況は良好です。今はイタリアンが作付けされていまして、程よく伸びており、夏場は水稻を作付けするのではないかと思います。申請農地につきまして報告を終わります。

尾山議長

次に稲田委員に申し上げます。



稲田委員

議長。

尾山議長

稲田委員。

稲田委員

2番の受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。兼業であります。営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を山口委員に申し上げます。

山口委員

議長。

尾山議長

山口委員。

山口委員

貸借整理番号3番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇を南へ、踏切を渡って〇〇から東に市道を入った300m程のところに位置します。周辺一帯は基盤整備が行われた水田です。日照、水利排水ともに良好です。

次に受人について報告します。現在91歳の母親が一人暮らしになられたので7年前に実家に帰ってきて農業に取り組んでおられます。営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届き適切と判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、貸借整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を田上委員に申し上げます。

田上委員

議長。

尾山議長

田上委員。

田上委員

貸借整理番号4番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地及びその周辺の状況について、基盤整備はされていません。周辺は畑で現在もイタリアンが作付けされていました。

受人の営農状況は稲作と繁殖牛の複合経営で、地域との調和については、所有農地の畦畔や用水路の管理も適切にされており問題ないと思います。皆様のご審議方申し上げます。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計8件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第60号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号3番について、受人の住所が〇〇になっていますがそれによろしいですか、7年前に帰ってきたとの事ですが住所が変わっていないようですが。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 この方は〇〇出身で、〇〇で就職され、仕事をされておりました。父母が高齢になったため現在帰ってきておられる状況です。奥さんの勤め関係でこちらに家族でこちらに帰ってこられないという事情があります。渡人が受人への貸借を強く望んでおられる状況でもありません。地域に溶け込んでおられまして、栗下地区では有望視されている方です。以上です。よろしく申し上げます。

尾山議長 杉元委員よろしいですか。

杉元委員 事情は分かりました。ただ、住所はこちらでなくても大丈夫なので  
しょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 住所は移されていないなければならないという規定はありません。年間  
150日程度の活動など、農地を管理できる状況であるかが要件にな  
っておりまして、先ほど委員からも報告のありましたとおり、お母さ  
んを世話するためにこちらにいらっしゃるので、農地を管理できる状  
況にあると考えております。以上です。

尾山議長 杉元委員よろしいですか。  
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。  
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり承認することに  
賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。  
次に、議案第61号「農用地利用集積計画について」を議題といた  
します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 20ページ 議案第61号「農用地利用集積計画について」説明し  
ます。今月の計画件数は所有権移転11件、利用権設定、34件、合  
計、45件となっております。  
利用権設定のうち、農地中間管理事業は22件となっております。  
申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明  
し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。21ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、994㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、835㎡の贈与です。

整理番号3番、21ページから22ページ、畑2筆、1,973㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、1,074㎡の贈与です。

整理番号5番、田1筆、333㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

23ページです。整理番号6番、田1筆、2,996㎡の交換です。こちらは備考欄のとおり基盤法所有権移転のNo.7と交換です。

整理番号7番、田1筆、2,952㎡の交換です。こちらは備考欄のとおり基盤法所有権移転のNo.6と交換です。

整理番号8番、田1筆、1,438㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

24ページです。整理番号9番、畑3筆、7,221㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり増田委員の掘起しです。

整理番号10番、24ページから25ページ、田1筆、961㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、畑1筆、304㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり田上委員の掘起しです。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となります

のでご了承ください。

26ページです。整理番号1番、田1筆、5, 161m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、458m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号3番、26ページから28ページです。田6筆、7, 619m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、1, 008m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、2, 133m<sup>2</sup>の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり田上委員の掘起しです。

整理番号6番、田1筆、940m<sup>2</sup>の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり山口委員の掘起しです。

整理番号7番、29ページから35ページ、田19筆、畑4筆、計23筆17, 629m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号8番、35ページから37ページ、田5筆、8, 347m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、37ページから40ページ、田11筆、5, 132m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、40ページから41ページ、田4筆、2, 655m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号11番、41ページから43ページ、田8筆、5, 238m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1, 322m<sup>2</sup>の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり山口委員の掘起しです。

整理番号13番から34番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号13番、田2筆、938m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号14番、田2筆、2, 031m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号15番、畑1筆、7, 077 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号16番、畑3筆、2, 644 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号17番、畑3筆、2, 274 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号18番、47ページから49ページです。畑5筆、6, 498 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号19番、畑4筆、2, 358 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号20番、田1筆、823 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、923 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号22番、51ページから55ページ、田15筆、8, 600. 66 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、2, 006 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号24番、田1筆、988 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

56ページです。整理番号25番、畑1筆、1, 969 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号26番、田2筆、2, 450 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

57ページです。整理番号27番、田5筆、4, 005 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号28番、田3筆、1, 688 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号29番、田1筆、1, 136 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号30番、59ページから64ページ、田17筆、13, 370. 07 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号31番、田2筆、5, 269 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号32番、田3筆、2, 089 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号33番、田1筆、6, 106 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号34番、田4筆、11, 637 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第61号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第61号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第61号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

尾山議長

次に、議案第62号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

68ページ、議案第62号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

69ページをお開きください。整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,447㎡です。申請理由は山林です。備考欄に記載のとおり、農振農用地については農振担当と協議済みであります。

次に整理番号2番、場所が大字〇〇、田3筆、畑1筆、計4筆、4,804㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしく願い致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第62号については、3月28日に、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長

議長。

議長

稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長

それでは、第3小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、3月28日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、非農地証明願い2件でございます。

議案第62号、非農地証明願いについてご説明いたします。

整理番号1番の現況は山林となります。場所は〇〇地区になります。〇〇沿いにあります〇〇の西側の約200mに位置します。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番の現況は原野となります。場所は〇〇地区になります。〇〇から北側約200mに位置します。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、非農地証明願い2件については、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明いたします。非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第62号の計2件につきましては、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。



これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第62号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第62号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第62号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の審議案件は終了いたしました。

終了時間 午前9時58分